

ペットフード安全法に関するQ&A

事業者のみなさまからのよくある質問と答えをまとめています。[リーフレットやマニュアル](#)をご一読の上、これらのQ&Aをご活用ください。

1. 対象となる愛玩動物用飼料について

Q1. ペットフード安全法の対象となる「愛玩動物用飼料」とは、どのようなものですか。

A1. 愛玩動物用飼料（ペットフード）とは、「愛玩動物（犬・猫）の栄養に供することを目的として使用される物をいう」と定義されています（法第2条第2項）。このような目的として使用されるミネラルウォーター、生肉、スナック、ガム、サプリメント等も、ペットフード安全法の対象となる愛玩動物用飼料に含まれます。

一方、愛玩動物が口にする可能性のあるものであっても、おもちゃ、愛玩動物用飼料の容器等は、栄養に供するものではないことから、対象となりません。

また、動物用医薬品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律によって規制されており、ペットフード安全法の対象になりません。

Q2. ペット用飲用水は、ペットフード安全法の対象になるのですか。

A2. ペットボトル等に充填されたペット用飲用水（例えば、ミネラルウォーター、アルカリイオン水、ゼロミネラル水）は、ペット用のスポーツ飲料等と同様にペットフード安全法の対象になります。これまでペット用飲用水によるペットの重篤な被害例はありませんが、人用の飲用水では、カビ、細菌による汚染、重金属等の混入があり回収等が行われたことがあります。ペット用飲用水についてもそのようなことがないよう安全管理に気をつけてください。

Q3. 猫に与える「またたび」は、ペットフード安全法の対象になりますか。

A3. 香付けや遊具として使用することを目的としたまたたび製品は、本法の対象にはなりません。ただし、ビタミン・ミネラルなどの微量栄養成分を配合し、これらの微量成分を摂取することを目的としたまたたび製品については、サプリメント同様、ペットフード安全法の対象となります。

Q4. 「猫草（種も含む）」はペットフード安全法の対象となりますか。

A4. 猫草は、猫が毛づくろいをしたときに、飲み込んでしまった毛と一緒に吐き出させることを目的としているものであり、栄養に供するものではないため、ペットフード安全法の対象にはなりません。

Q5. ペットフード事業者が調査、研究目的で使用するフードは、ペットフード安全法の対象になりますか。

A5. そもそも調査・研究目的で使用される実験動物は愛玩動物ではありませんので、与えられるフードについても、愛玩動物用飼料とはならず、ペットフード安全法の対象とはなりません。

Q6. 愛玩動物用飼料は、加工したものだけですか。生肉等は含まれませんか。

A6. 愛玩動物用飼料は、愛玩動物の栄養に供することを目的として使用されるものと定義されており、加工の有無を問いませんので、ペットの栄養に供することを目的として販売される場合は、生肉も含まれます。

2. 製造について

Q1. ペットフードを製造するために必要なペットフード安全法上の手続きを教えてください。

A1. 事業の開始前に製造業者の届出を提出する必要があります。主たる事務所等が所在する都道府県を管轄する地方農政局等へ提出してください。必要書類や提出先は「[届出や帳簿に関するマニュアル](#)」をご参照ください。

届出の他に、帳簿の備付け、表示の基準、安全基準（成分規格、製造方法の基準）等を遵守する必要があります。詳細は、[リーフレットやマニュアル](#)にて確認してください。

また、製造管理・品質管理については「[安全なペットフードを供給するために](#)」にある製造管理・品質管理方法等チェックリスト例もご活用ください。

法の遵守状況の確認については、国及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が原則として無通告で立入検査を行います。

Q2. ペットフードの原料には何を使えばよいですか。

A2. 安全基準（製造方法の基準、成分規格）等に合った原料を使ってください。それ以外にも、レーズン、キシリトール等ペットに有害なものがあるので注意が必要です。事業者はペットフードの安全確保について第一義的な責任を有していますので、各事業者の責任で、安全な原料を用いて、安全なペットフードを製造する必要があります。

Q3. ○○○を原料としてペットフードを製造してよいですか。

A3. 事業者の方が、その原料が犬猫にとって安全であることを保証できないのであれば使用を控えてください。事業者はペットフードの安全確保について第一義的な責任を有していますので、各事業者の責任で、安全な原料を用いて、安全なペットフードを製造する必要があります。

Q4. 添加物を使用する場合には、どのような点に気をつければよいですか。

A4. ペットフード安全法で添加物とは、ペットフードの製造の過程において又はペットフードの加工若しくは保存の目的で、添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいいます。

ペットフードの安全確保について第一義的な責任を有する事業者の責任において、犬猫に安全である添加物を使用してください。また、ペットフード安全法上の安全基準が定められている添加物もありますので、注意してください（例：猫用のペットフードには、プロピレングリコールは使用できません）。

添加物の使用は必要な場合に限り、かつ、必要最小限の量にしましょう。

「[安全なペットフードを供給するために](#)」の参考資料にも添加物についての記載がありますので参考にしてください。

Q5. シカやイノシシ等のジビエをペットフード原料にする時、ペットフード安全法上は、どのような点に気をつければよいですか。

A5. ジビエを原料としてペットフードを製造する場合も、通常のペットフードを製造する場合と同様に、届出、帳簿の備付け、表示の基準、安全基準（成分規格、製造方法の基準）等を遵守する必要があります。

事業者はペットフードの安全確保について第一義的な責任を有していますので、各事業者の責任で、安全なペットフードを製造してください。「[野生獣肉のペットフード利用を検討されるみなさまへ](#)」の2ページ目に「野生獣肉を利用したペットフードの製造管理の例」も掲載しておりますので、参考にしてください。

野生獣は、一般的に、寄生虫、細菌等に感染している可能性が高いことが知られています。野生獣肉の利用に当たっては、十分に加熱するなど、これらの感染症リスクに注意しながら、犬・猫に安全なペットフードを作りましょう。

参考：イノシシの生肉による猟犬の死亡報告例

例1：[野生鳥獣肉の衛生管理に関する検討会 資料5「野生鳥獣由来食肉の安全性確保に関する研究」報告について](#) p59（外部リンク）

例2：猟犬におけるオーエスキー病の集団感染（平成27年度日本獣医師会 獣医学術学会年次大会）

なお、ペットフード安全法以外で注意すべき点については、事業者自身で担当部署へ確認する必要があります。当課が把握した一例を示しますので、参考としてください。

例1：家畜へのBSE予防の観点からジビエをペットフード原料に利用できるかの確認

（[独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）のホームページ](#)（外部リンク））

家畜へのBSE予防の観点から、原料となるジビエの種類や製造方法によって、ペットフードの原料にできる場合とできない場合があります。必要に応じてFAMICへ確認してください。

FAMIC 電話番号

本部 肥飼料安全検査部 飼料管理課	050(3797)1857
札幌センター 肥飼料検査課	050(3797)2716
仙台センター 肥飼料検査課	050(3797)1893
名古屋センター 飼料検査課	050(3797)1902
神戸センター 飼料検査課	050(3797)1915
福岡センター 飼料検査課	050(3797)1921

例2：医薬品に該当する原料でないことの確認

（[「動物用医薬品等に該当するか否かの考え方」](#)のページ）

ジビエの部位（例、クマの胆嚢、シカの睾丸）によっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の適用を受ける可能性があります。必要に応じて都道府県の動物薬事担当部署へ確認してください。

なお、鳥獣被害対策事業関係のお問合せも多く頂いておりますが、こちらにつきましては、お住まいの市町村にお問合せください（参考：[鳥獣被害対策コーナーのページ](#)）。

Q6. 手造りのペットフードの販売を予定しています。食品や食品に使用される原料のみで製造していれば、安全を確保できるでしょうか。

A6. 食品としては安全であっても、レーズン、キシリトール、ネギ類などは、ペットに有害なので注意が必要です。事業者はペットフードの安全確保について第一義的な責任を有していますので、各事業者の責任で、安全なペットフードを製造する必要があります。

Q7. ペットフードの製造管理では、どのような点に気をつければよいですか。

A7. 「[ペットフードの適正製造マニュアル](#)」の中で、ペットフードの種類毎に製造管理の重要な点をまとめていますので、参考にしてください。

この他に「[安全なペットフードを供給するため](#)」の製造管理・品質管理方法等チェックリスト例もご参照ください。

Q8. 知識や経験がないため、どのように製造したら安全なペットフードが製造できるかわかりません。どうしたらよいですか。

A8. 安全なペットフードの製造について責任を持っていない場合には、ペットフードの製造は控えてください。事業者はペットフードの安全確保について第一義的な責任を有していますので、各事業者の責任で、安全な原料を用いて、安全なペットフードを製造する必要があります。

Q9. 煮干、ポーロなどの食品を製造しています。この食品工場で製造したものの一部がペットフードにもなります。この場合、ペットフードの製造業者として届出が必要になりますか。

A9. 煮干し、ポーロなどの食品製造業者がペットフード用として、若しくは、ペットフードにも使えるものとして製品を製造しているのであれば、ペットフードの製造業者として届出が必要となります。

もし、食品として販売された煮干し、ポーロなどを購入した業者が加工や袋詰めを行い、ペットフードとして販売するのであれば、元の食品会社はペットフードの製造業者として届出を行う必要はありません。（当然ですが、ポーロなどを購入し加工袋詰めした業者には製造業者としての届出義務がかかります。）

なお、ペットフードの製造業者として届出を行う場合、ペットフードの製造が食品に危害を及ぼさないことについては、各地域の保健所に相談し、指導に従ってください。

Q10. 人も食べることのできるペットフードを製造したいと考えています。ペットフード安全法の遵守の他、何を確認すればいいですか。

A10. ペットフード安全法の遵守に加え、人も食べる食品として製造等する場合は、食品衛生法についても遵守する必要があります。食品衛生法に基づく取り扱い等については事前に管轄の保健所に相談し、指導に従ってください。

Q11. 人用のミネラルウォーターを製造している工場で、ペット用のミネラルウォーターも製造したいと考えています。ペットフード安全法の遵守の他、何を確認すればいいですか。

A11. ペットフード安全法の遵守の他、その工場で人用ミネラルウォーターに加えペット用のミネラルウォーターを製造することが問題ないか等について、各地域の保健所に相談し、指導に従ってください。

Q12. A社はB社にOEMでペットフード製造を委託しています。販売者（表示者）はA社ですが、実際の製造はB社が行っています。A社とB社のどちらが製造業者の届出を出す必要がありますか。

A12. 実際に製造を行うB社が製造業者の届出を提出する必要があります。

Q13. A社はペットフードを製造し、50gの無地パッケージに包装してB社に出荷しています。B社では、50gの無地包装のパッケージ10袋を大きな袋へ詰め、ペットフード安全法に基づく表示をして出荷しています。A社及びB社は製造業者の届出が必要ですか。

A13. A社は製造業者の届出が必要です。

一方、B社が行っているのは、包装済製品の単なる詰め合わせであるので、B社は製造業者の届出は不要です。

Q14. 賞味期限はどのように設定したらよいでしょうか。

A14. 賞味期限とは、製品ごとに定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限のことです。

賞味期限は、科学的、合理的根拠に基づき設定する必要があり、次のいずれかの方法によって確認してください。

- (ア) 自社あるいは外部機関による保存試験等の結果
- (イ) 外部機関等による賞味期限設定のための試験結果
- (ウ) 同様の原材料及び製法である製品の賞味期限を参考としている場合は、参考としている製品の規格（加工工程を含む）と当該製品との比較
- (エ) その他、科学的・合理的根拠に基づく方法

Q15. 展示会で無償サンプルとして配布するペットフードを製造します。無償サンプルなので、ペットフード安全法の製造業者の届出は不要でしょうか。

A15. 一回限りの製造で反復・継続する予定がなければ届出は不要です。製造を反復・継続する予定であれば、届出を提出してください。

なお、一回限りの製造であったり、無償サンプル配布の場合であっても、不特定又は多数の方へ配布する場合には、ペットフード安全法の表示の基準、安全基準（成分規格、製造方法の基準）を満たす必要があります。

Q16. 原子力災害対策特別措置法に基づき食品に関する出荷制限がなされている野生のシカやイノシシの肉をペットフードの原料として使用できますか。

A16. ペットフード安全法では、ペットフードの製造方法の基準として「有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない」と定めています。

食品としての出荷制限がなされているシカやイノシシの肉は、「有害な物質を含む疑いがある原材料」に相当すると考えられますので、ペットフードの原料としての使用は控えてください。

3. 輸入について

Q1. ペットフードを輸入するために必要なペットフード安全法上の手続きを教えてください。

A1. 事業の開始前に製造業者の届出を提出する必要があります。主たる事務所等が所在する都道府県を管轄する地方農政局等へ提出してください。必要書類や提出先は「[届出や帳簿に関するマニュアル](#)」をご参照ください。

届出の他に、帳簿の備付け、表示の基準、安全基準（成分規格、製造方法の基準）等を遵守する必要があります。詳細は、[リーフレットやマニュアル](#)にて確認してください。

また、「[安全なペットフードを供給するために](#)」にある輸入業者チェックリスト例もご活用ください。

法の遵守状況の確認については、国及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が原則として無通告で立入検査を行います。

なお、ペットフード安全法以外の手続については、事業者自身で担当部署へ確認していただく必要があります。下に一例を示しますので、参考としてください。

- ・ [動物検疫に関する事項](#)
- ・ [植物防疫に関する事項](#)
- ・ [動物用医薬品に該当しないことの確認（「動物用医薬品等に該当するか否かの考え方」のページ）](#)

Q2. 海外から直接輸入しているだけでなく、国内に製造工場を持って製造もしています。また、通販事業部門では問屋を通さず、直接消費者に販売しています。当社は、輸入業者であり製造業者であり販売業者であるということになりますか。

A2. はい。輸入業者、製造業者と販売業者に該当します。
輸入業者の届出と、製造業者の届出を両方提出してください。

Q3. 輸入の代行業務をしており、輸入するペットフードの内容・品質や輸入元の製造業者のことについてよくわかりません。フードの規格や品質については、輸入依頼者が決めており、当社は輸入手続の代行です。輸入業者の届出は当社または輸入依頼者のどちらが提出すればよいですか。また、規格や表示のことは当社の担当外であり、どこまで責任が及ぶのでしょうか。

A3. 輸入業者の届出は、税関申告で貨物の輸入者となる者が行ってください。

また、製品の輸入や表示については、まずは輸入業者が、その製品に対する責任を負うこととなりますが、製品に問題があった場合などは、適切な対応がとれるよう関係者の間で事前に整理しておく必要があります。

Q4. 輸入元国の事業者がペットフード安全法を理解してもらうための英語の資料はありますか。

A4. ペットフード安全法に関する資料を英訳したものがあります。[こちら](#)を参照してください。

4. 販売について

Q1. ペットフードを販売するために必要なペットフード安全法上の手続きを教えてください。

A1. 販売のみ行う場合には事前の届出の提出は必要ありませんが、各事業者の責任で、帳簿の備付け、表示の基準、安全基準（成分規格、製造方法の基準）を遵守する必要があります。それぞれの詳細は、[リーフレットやマニュアル](#)にて確認してください。

また、「[安全なペットフードを供給するために](#)」の中にある、販売業者チェックリスト例もご活用ください。

なお、ペットフードを開封し、小分け、包装した上で販売する場合には製造業者にあたりますので、製造業者の届出が必要です。

法の遵守状況の確認については、国及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が原則として無通告で立入検査を行います。

Q2. ペットフード安全法に基づく帳簿の記載はどのような時に必要ですか。

A2. 販売先が消費者であれば譲渡し先を記帳する必要はありませんが、販売業者（卸売又は小売）に出荷する場合は記帳が必要です。

Q3. ドッグカフェなど、製造（調理）した店舗内等でペットに与えるペットフードのみを製造する業者は、届出は必要ですか。また、店内で作られ、販売されるペット用ビスケット等の場合はどうなりますか。

A3. 製造（調理）した店舗内で消費される場合には、届出は不要です。また、必要に応じて、店舗内でペットフードの詳細（例、原材料）について飼い主が販売者に確認することが可能なため、表示義務もありません。しかし、ペットフードの飼い主からの質問には対応できるよう、原材料、原産国等の表示事項について十分把握しておくことが必要です。

一方、店内で作られ、事前に包装され、販売後に店舗外に持ち出されることを意図しているペットフード（例、ペット用おやつ、ビスケット）を製造・販売する事業者は、ペットフードの製造業者としての届出が必要ですし、表示の義務もあります。また、安全基準（成分規格、製造方法の基準）を遵守する必要があります。

Q4. 製造・輸入されたペットフードを店舗において開封し、バラ売りの状態（持ち帰りのための簡易包装を含む。）で販売します。この場合、製造業者として届出をする必要がありますか。

A4. 販売用ペットフードを開封し量り売り（バラ売り）する行為は、製造に該当しませんので、製造業者としての届出は必要ありません。ただし、表示義務があることに注意願います。また、安全基準（成分規格、製造方法の基準）を遵守する必要があります。

Q5. 食品用の肉を、ペット用として店頭で量り売り（バラ売り）する場合、ペットフード安全法上、どのような点に気をつければよいですか。

A5. 量り売り（バラ売り）する行為は、製造に該当しませんので、製造業者としての届出は必要ありません。

一方、あらかじめ食品用の肉を小分けし、包装する行為は、製造に該当するため、このような場合には、製造業者としての届出が必要です。

いずれの場合も、表示の義務があります。また、安全基準（成分規格、製造方法の基準）を遵守する必要があります。

Q6. 製造・輸入されたペットフードを店舗において開封し、「小分けし、包装した上で販売する業者」は届出が必要ですが、「バラ売りの状態（持ち帰りのための簡易包装を含む）で販売する業者」は届出が必要ない、とありますが、その違いがよくわかりません。

A6. 何らかの製造行為がなされているかどうか判断のポイントになります。「小分けし、包装した上で販売する」は、商品をあらかじめ包装する点が製造行為に該当します。

「バラ売りの状態で販売する」は、店側は単に商品を開封しているだけです。製造行為には該当しません。また、持ち帰りのための簡易包装であれば、これも製造行為には該当しません。

Q7. 動物病院でサプリメント（医薬品ではない）を1日分ごとに小袋に詰めて販売していますが、この場合も届出が必要ですか。

A7. 前述のとおり何らかの製造行為がなされているかどうか判断のポイントになります。あらかじめ包装したり、複数の商品（銘柄）を販売用に混合したりする場合は、製造行為に該当しますので、届出が必要です。単に開封した商品のバラ売りで、持ち帰りのための簡易包装を行って販売しているということであれば、製造行為には該当しませんので、届出の必要はありません。

Q8. A社は自社開発したペットフードをA社ブランドで販売しています。ただし、製造は海外で行い、製品の輸入と物流は商社に委託しています。A社は、製造者あるいは輸入者として届出を行う必要がありますか。

A8. A社は、日本国内で製造を行っていないので製造業者の届出の必要はありません。輸入業者の届出に関しては、税関申告で貨物の輸入者となる者が提出してください。貨物の輸入者が商社であれば、商社が輸入業者の届出を提出する必要があります。

また、A社は製品の容器に販売者として表示する必要があり、当該製品の安全確保について責任があります。

よって、事故等における商品の回収・廃棄等に当たっては、関連する事業者と協力して対応するようにお願いします。

Q9. 賞味期限を過ぎたペットフードを販売してもよいですか。

A9. 賞味期限とは、ペットフードの情報を正確に把握している製造業者や輸入業者が、科学的、合理的根拠に基づき設定すべきもので、製品ごとに定められた保存方法により保存した場合に、期待されるすべての品質の保持が十分に可能な期限のことです。

賞味期限を過ぎたペットフードは、直ちに健康影響を引き起こすわけではありませんが、ペットフード中の油脂の酸化、栄養成分の減衰などが進み、ペットへの健康影響が生じる可能性が否定できません。このため、事業者にとっては、賞味期限内に販売することが望まれます。ペットフード安全法にも規定されていますが、販売業者を含む事業者にはペットフードの安全確保に第一義的な責任があります。ペットの健康が害されることを未然に防止するため、事業者は必要な措置を講じてください。

Q10. 展示会でペットフードを無償サンプルとして配布する予定です。無償サンプルなので、ペットフード安全法で規定されている表示は不要と考えてよいでしょうか。

A10. 無償サンプルであっても、不特定又は多数の方へ配布する場合には、ペットフード安全法の表示の基準、安全基準（成分規格、製造方法の基準）を遵守する必要があります。そのため、ペットフード安全法で規定している表示は必要です。

Q11. インターネットでペットフードを販売するには、ペットフード安全法に基づく届出は必要ですか。

A11. インターネットでペットフードを販売する場合でも、実店舗で販売する場合と同様にペットフード安全法を遵守していただく必要があります。[ペットフードの安全関係のページ](#)や、Q&Aを参照の上、法律の遵守をお願いします。

なお、ペットフードの製造、輸入をする場合は、事前に届出が必要です。[ペットフードの安全関係のページ](#)にあるマニュアルやリーフレットをご参照ください。

販売のみ行う場合には届出は必要ありませんが、ペットフードを開封し、小分け、包装した上で販売する場合には製造業者にあたりますので、製造業者の届出が必要です。

Q12. インターネットでペットフードを販売する時には、ペットフード安全法で義務付けられている 5 項目（ペットフードの名称、賞味期限、原材料名、原産国名、事業者名及び住所）の表示は必要ですか。

A12. 商品本体には 5 項目の表示が必要です。

インターネットの画面上の商品説明には、これら 5 項目の表示義務はありませんが、消費者にとってわかりやすい商品説明となるよう注意してください。

Q13. ペットフード安全法で義務づけられている 5 項目については、商品説明の画面で、表示場所・表示内容を日本語で説明しているので、商品を送付する際、商品は英語表記のままでもよいでしょうか。

A13. 発送する商品に、日本語による 5 項目の表示が必要です。なお、日本語による表示は、商品に同封する形でもかまいませんが、どの製品に対応する表示であるかわかるようにしてください。

Q14. 弊社はインターネット販売をしています。帳簿の記載は必要ないと考えてよいでしょうか。

A14. 販売先が消費者であれば譲渡し先を記帳する必要はありませんが、販売業者（卸売又は小売）に出荷する場合は記帳が必要です。

5. 届出について

Q1. どのような場合、ペットフード安全法に基づく届出が必要ですか。

A1. ペットフードの製造、輸入を行う場合は、届出を提出してください。

事業の開始前に、主たる事務所等が所在する都道府県にある地方農政局等へ提出する必要があります。様式、必要書類は、「[届出や帳簿に関するマニュアル](#)」を、提出先は各地方農政局等です。

届出様式は、届出様式一式をダウンロードの上、必要な様式を使用してください。

ペットフードの販売のみ行う場合には、届出は不要ですが、各事業者の責任で、帳簿の備付け、表示の基準、成分規格、製造方法の基準等を遵守する必要があります。

なお、ペットフードを開封し、小分け、包装した上で販売する場合には製造業者にあたり、製造業者の届出が必要ですので注意してください。

Q2. 弊社の製品は、道の駅や無人お土産売り場で販売予定です。製造業者届の「3 (1) 販売事業場」はどのように記載すればよいのでしょうか。

A2. 「[届出や帳簿に関するマニュアル](#)」p7にあるとおり、貴社の事業場で売上が計上される事業場をいいますが、売上げの管理を行っている事業場又は販売するペットフードが存在する場所を記載してください。本店、支店、営業所など複数の箇所にもたがっている場合は、それらを全て記載してください。

Q3. 届出を行った後に会社の住所等が変更になった場合には、どうすればよいですか。

A3. 届出事項に変更が生じた場合には、変更の日から 30 日以内に変更届を提出してください。詳細は、「[届出や帳簿に関するマニュアル](#)」を参照してください。

やむをえない理由により 30 日以内に提出できなかった場合には、遅延理由書を添えて変更届を提出してください。

変更届等の様式は、届出様式一式をダウンロードの上、必要な様式を使用してください。

Q4. 届出を行った後にペットフードの製造をやめることにした場合は、どうすればよいですか。

A4. 事業をやめた日から 30 日以内に事業廃止届出を提出してください。様式等は、「[届出や帳簿に関するマニュアル](#)」を参照してください。

やむをえない理由により 30 日以内に提出できなかった場合には、遅延理由書を添えて事業廃止届出を提出してください。

6. 帳簿について

Q1. 販売業者（ペットショップや動物病院を含む）に無償配付されるサンプルについて、その譲渡しを帳簿等に記載する必要はありますか。

A1. 無償サンプルを販売業者（ペットショップや動物病院を含む）に配付した場合であっても、帳簿の記載等は必要となります。しかしながら、営業所からペットショップや動物病院などにサンプルを配付することは、営業活動の一環として実施され、個々の配付について、通常の販売とは異なり出荷伝票が起票されることはないため、後ほど営業所において帳簿に記載することは困難と考えられます。

このため、このような営業活動の一環として行われるペットショップや動物病院に対する無償サンプルの配付については、出荷伝票で管理できる営業所等までは帳簿の記帳を行い、その後は、配付される可能性のある箇所が特定できるよう、各営業所でリストを用意しておくことで、帳簿の記載に代えることができます。

Q2. 現在弊社が使っている帳簿には必要事項が記載されており、改めてペットフード専用の帳簿を用意する必要はないと理解しておりますが、よろしいでしょうか。

A2. 帳簿は、必要事項が記載されていれば、ペットフード専用でなくても構いません。

Q3. 弊社は、倉庫入庫日を在庫計上日としているため、在庫システムの電子データには輸入許可日の記載がありません。

別の書類で、入庫したコンテナの輸入許可日を参照できますが、その運用でよいでしょうか。

A3. 輸入で在庫システムの電子データを使っていて、輸入許可日の記載がない場合であっても、他の方法でそれが確認できるようになっていれば構いません。

Q4. 法律施行規則では愛玩動物用飼料の譲渡時に荷姿を帳簿に記載することになっていますが、現在の帳簿には出荷ごとに荷姿を記載する欄がありません。同じ帳簿内に出荷ごとに荷姿を記録しなければならぬのでしょうか。

A4. 製品仕様書のような別の書類に、製品ごとの荷姿が明記されていて、出荷記録と製品仕様書が連動して確認できるようになっていれば問題ありません。

Q5. 輸入用の帳簿には原材料を記載する欄がありません。同じ帳簿内に出荷ごとに原材料を記録しなければならぬのでしょうか。

A5. 製品仕様書のような別の書類に、製品ごとの原材料が明記されていて、出荷記録と製品仕様書が連動して確認できるようになっていれば問題ありません。

Q6. 譲渡しの年月日については、輸送業者を介した場合、取引相手の受領日が把握できないこともありますが、この場合は発送日の記帳でもよいですか。

A6. 基本的には、取引相手が受領した日を記帳していただくこととなります。しかしながら、お尋ねのような場合であって、受領日を記帳することが困難な場合は、まずは発送日を記帳していただいても構いません。なお、後日、輸送会社から受領日がわかる受領証等を入手し、保管するよう努めてください。

Q7. 弊社は自社開発したペットフードを自社ブランドで販売しています。ただし、製造は海外で行い、製品の輸入と物流は商社に委託しています。弊社に対して、帳簿の備付けの義務はかかりませんか。

A7. 委託した商社が輸入者としての届出を行い、輸入と販売に関する記録を責任を持ってできるようにしておいてください。輸入時に製品ごとに原材料を記録することになっていますが、これは問題発生時のトレーサビリティ確保のための措置です。

今回は、製品の開発は当該社が行っているということで、製品の内容についての詳しい情報は当該社の責任で管理しているということであれば、事故等による製品の調査については両者の責任の範

困と協力体制についてあらかじめ明確にしておく必要があると考えられます。
なお、物流を商社に委ねている場合であっても、販売業者としてお得意先へ販売している場合は製品譲渡しについての帳簿の記載が必要です。

Q8. 弊社はインターネット販売をしています。帳簿の記載は必要ないと考えてよいでしょうか。。

A8. 販売先が消費者であれば譲渡し先を記帳する必要はありませんが、販売業者（卸売又は小売）に出荷する場合は記帳が必要です。

7. 表示について

(表示全般について)

Q1. ペットフード安全法で義務付けられている表示事項（表示の基準）はどんな項目ですか。

A1. ペットフード安全法では、問題発生時に製品や原因を速やかに特定し、ペットの健康被害を未然に防止するため、ペットフードの名称、賞味期限、原材料名、原産国名、事業者名及び住所の5項目の表示を義務付けています。表示例はリーフレットもご参照ください。

Q2. ペットフード安全法で表示が義務付けられている5項目は、一括して表示するのですか。それぞれバラバラに表示しても構いませんか。

A2. 一般的には、一括して表示した方が消費者にとってわかりやすいと考えられます。ただし、ペットフードの容器包装によっては、一括表示するための十分なスペースがとれない場合があります。そのような場合においては、バラバラに表示せざるを得ない場合もあろうかと思いますが、消費者にわかりやすい表示になるよう配慮してください。

Q3. 製造・輸入されたペットフードを店舗において開封し、バラ売りの状態で販売する場合、表示は必要ですか。

A3. ペットフード安全法では、表示がないペットフードを販売することは禁止されています（第6条3項）。製造・輸入されたペットフードを店舗において開封し、バラ売りする場合、表示の基準として定められた表示については、当該販売業者が行うこととなります。

バラ売り（持ち帰りのための簡易包装を含む）のため包装に表示ができない場合には、必要表示事項を記載した紙面等を購入者にお渡しできるよう用意しておくか、売場において消費者の方に必要な項目が的確に伝わるよう掲示してください。

なお、製造業者等により表示された賞味期限は、適正に保管された未開封の製品について設定されたものです。このため、販売業者等において、販売用ペットフードの容器包装の開封等を行い、当該販売用ペットフードの賞味期限を変更する必要がある場合は、当該販売業者等が適切に対応する必要があります。

Q4. ペットフード安全法で義務付けられている5項目以外の表示は、どうなっているのでしょうか。

A4. 公正取引委員会及び消費者庁の認定を受けた「ペットフードの表示に関する公正競争規約」では、ペットフード安全法で義務付けられている5項目以外に、目的、内容量、給与方法、成分についても表示することになっています。ペットフード公正取引協議会の会員でなければこれらの表示は任意です。なお、ペットフード安全法では、国内、海外を問わず、製品や製造する事業場（工場）の認定は行っておりません。

また、ペットフード安全法以外の法律については、各法律を所管している省庁・部署へご確認ください。

例1: 有機飼料として有機JASマークをつけることができるかについては、有機食品等の検査認証制度に関するページをご参照の上、担当部署へご照会ください。

例2: 「有機原料を使用しています」等の表示が可能か等については、ペットフード安全法の規定はありませんが、景品表示法の優良誤認に該当しないか消費者庁に確認してください。

例3: 成分の効果効能、用法容量等から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の適用を受けるかは、「動物用医薬品等に該当するか否かの考え方」のページをご参照の上、必要に応じて事業所が所在する都道府県へ確認してください。

Q5. ペットフードのパッケージに、「人も食べることができます」と記載してもいいですか。

A5. ペットフード安全法の遵守に加え、人も食べる食品として製造等する場合は、食品衛生法についても遵守する必要があります。食品衛生法に基づく取り扱い等については事前に管轄の保健所に相談し、指導に従ってください。

Q6. ペットフードの福袋を販売する際、ペットフード安全法で義務付けられている表示は必要ですか。

A6. 福袋の中に入っている各製品には表示が必要です。福袋の外装には、必ずしも表示をする必要はありませんが、表示や商品説明を記載する場合には消費者にとってわかりやすいものとなるよう努めてください。

Q7. ペット用飲用水についても、ペットフード安全法に基づく表示が必要なのですか。

A7. ペット用飲用水についても、他のペットフードと同様にペットフード安全法に基づく表示をする必要があります。

ペットフード安全法では、問題発生時に製品や原因を速やかに特定し、ペットの健康被害を未然に防止するため、ペットフードの名称、賞味期限、原材料名、原産国名、事業者名及び住所の5項目の表示を義務付けています。

(名称について)

Q8. ペットフードの名称の表示について、気をつけなければいけないことは何ですか。

A8. ペットフードの名称には商品名を記載することとなっています。犬用又は猫用であることがわかるように記載してください。

Q9. 名称に関して、犬用、猫用のどちらにもよい製品は何とかけばよいのでしょうか。

A9. 例えば、犬用・猫用と書いてください。犬か猫かが分からないような、「ペットフード」とか「ペットスナック」だけの名称は消費者の誤解を招くおそれがあるので、適切ではありません。

Q10. 名称に以前からの商品名を記載したいのですが、商品名からは、犬用か猫用か分からないので、名称とは別に「犬用」、「猫用」、「犬用・猫用」などの表示をする方法でもよいですか。

A10. 名称に「犬」や「猫」、あるいは「ドッグ」、「キャット」の語句が含まれる場合は、犬用、猫用であることが明らかですが、犬用か猫用かわからない商品名を記載する場合は、名称の欄に商品名に加えて「犬用」、「猫用」あるいは「犬用・猫用」と記載してください。

また、犬・猫以外の動物も対象としたペットフードについても、「犬用・猫用・〇〇用」、「犬用・猫用・その他」など、犬用・猫用がわかるように表示してください。

Q11. ペットフードの名称は、商品名を記載することとなっていますが、商品名は包装の表書きに記載し、一括表示欄には「成犬用総合栄養食」のように犬用とわかるような記載をしても構いませんか。

A11. ペットフードの名称とは、商品名のことですが、犬用又は猫用であることがわかるようにする必要があります。商品名からは「犬用又は猫用」であることがわかりにくい場合には、商品名のほかに「犬用又は猫用」であることを併記していただくこととなります。商品名と「犬用又は猫用」であることの記載を一箇所にまとめて表示することが困難な場合には、一括表示欄などに、例えば犬用であれば「成犬用総合栄養食」のように犬用であることがわかるような記載をして、商品名は包装の表書きに記載していただいても構いません。ただし、消費者にわかりやすい表示になるよう配慮してください。

(原材料名について)

Q12. 原材料名は全て表示する必要がありますか。

A12. 使用した原材料（添加物を含む）を全て記載する必要があります。ただし、いわゆる加工助剤については表示を省略することができます。加工助剤とはペットフードの加工の際に添加される物であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ・ペットフードの製造の過程において除去されるもの
- ・当該ペットフードの原材料に起因してそのペットフード中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの
- ・当該ペットフード中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該ペットフードに及ぼさないもの

なお、事業者が科学的・合理的根拠等に基づき加工助剤であることを説明できない場合には、表示の省略はできませんので注意してください。

ビタミン、ミネラルのプレミックスを使用した場合も、原材料名として「ビタミンプレミックス」などと記載することはできず、ビタミン、ミネラルの個別名を記載する必要がある一方、プレミックス中のその他の物質で加工助剤に該当する物質は表示を省略することができます。

Q13. 原材料名の記載について、順番はありますか。

A13. 公正取引委員会及び消費者庁の認定を受けた「ペットフードの表示に関する公正競争規約・施行規則」では、原材料名の表示は、使用量の多い順に記載すると定められています。ペットフード安全法では、原材料名の記載順序は特に規定していませんが、消費者に対する適切な情報提供の観点からは、原則、多い順に記載することが望ましいと考えます。

Q14. [愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について](#)第3、3、(3)表示の基準（成分規格等省令別表の3）の別表1に記載されていない分類名を記載してもよいですか。

A14. ペットフードの原材料は、原則として個別名を全て記載する必要があります。別表1にない分類名については、消費者にとってわかりやすいものであれば任意で追記は可能です。ただし、必ず個別の原材料名も併記する必要がありますので注意してください。

例：原料にひえ、あわを使用するので、雑穀と記載したい

「雑穀（ひえ、あわ）」のように個別の原材料名であるひえ、あわが記載されていれば、「雑穀」という分類を併記しても問題ありません。「雑穀」だけでは個別の原材料の記載がないため不適切です。

Q15. ペットフードの原材料に含まれる添加物を表示する必要はありますか。

A15. 原材料名にはペットフードの製造に使用した添加物を記載しますが、原材料に含まれる添加物の表示は任意表示となります。例えば「かにかま」や「チーズ」などの食品をペットフードに配合する場合、「かにかま」、「チーズ」を原材料名として表示します。

「かにかま」に赤い色素が使用されている場合、色素を原材料として表示することは任意ですが、消費者からの問合せには対応できるようにしておくことが望ましいと考えられます。

Q16. 原材料表示に関して、個別名と分類名を同時に混ぜて使用しても構いませんか。

A16. 混ぜて表示しても可能です。ただし、わかりにくくなること、一貫性がなくなることにより、消費者の誤解を招くことのないようにしてください。

Q17. 添加物名はどのように記載すればよいですか。

A17. 原則として使用した添加物全てを記載してください。

この際、甘味料、着色料、保存料、増粘安定剤、酸化防止剤、発色剤が使われている場合は、用途名と添加物名の両方の記載が必要です。

例1: 保存料としてクエン酸ナトリウムを使用している場合

「保存料（クエン酸ナトリウム）」または「保存料（クエン酸Na）」

例2: 酸化防止剤としてブチルヒドロキシアニソールを使用している場合

「酸化防止剤（ブチルヒドロキシアニソール）」または「酸化防止剤（BHA）」

記載すべき添加物名については、必要に応じて、[こちら](#)（外部リンク）に掲載されている食品添加物の指定添加物リスト（規則別表1）や既存添加物名簿等に掲載されている名称等を参考にしてください。

Q18. 添加物の一括表示はできますか。

A18. イーストフード、かんすい、酵素、光沢剤、香料、酸味料、調味料、豆腐用凝固剤、苦味料、乳化剤、pH調整剤、膨張剤として使用される添加物については、これら一括名での表示とすることも可能

です。

例：酵素としてアミラーゼとパパインを使用している場合、「アミラーゼ、パパイン」と表示する代わりに「酵素」と一括名で記載することができます。

Q19. 添加物の表示で、物質名を集約しての記載はできますか。

A19. 栄養強化剤のビタミン類又はミネラル類は、「ビタミン類」又は「ミネラル類」の次に括弧を付してビタミン名、物質名、元素名を集約して記載することができます。

例1: 「ビタミンA、ビタミンB2」の代わりに「ビタミン類 (A、B2)」と記載することができます。

例2: 「塩化カルシウム、クエン酸カリウム」または「塩化Ca、クエン酸K」の代わりに「ミネラル類 (Ca、K)」と記載することができます。

Q20. 小さなパッケージの場合、原材料表示の一部を省略することはできますか。

A20. 内容量が100g以下の缶詰又は表示可能面積が120cm²以下のものについては、栄養強化剤について、ビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類と表示することができます。

例1: 「ビタミン (A, B2, C)」と表示する代わりに「ビタミン類」と表示することができます

例2: 「塩化カルシウム、クエン酸カリウム」、「塩化Ca、クエン酸K」、「ミネラル類 (Ca、K)」の代わりに「ミネラル類」と表示することができます。

例3: 「L-アスパラギン、DL-メチオニン」と表示する代わりに「アミノ酸類」と表示することができます。

Q21. ペット用飲用水の原材料名は、どのように表示すればよいですか。

A21. ペットフード安全法ではペットフードの名称、賞味期限、原材料名、原産国名、事業者名及び住所の5項目の表示を義務付けています。

ペット用飲用水の原材料名は、例えば、水、湧水、水（鉱水）のように記載してください。

また、ミネラルなどを添加している場合には、それらについても記載が必要です。

Q22. 製品Aと製品Bは使用している原材料が少し違いますが、類似製品です。そのため、商品名以外の部分は同じパッケージを使用したいと考えています。

原材料名の表示は、「製品Aの場合の原材料名」と「製品Bの場合の原材料名」を併記すればよいですか。購入者は、商品名を見れば、どちらの製品か判別できます。

A22. 商品名と同様に、製品に対応した原材料名を記載してください。消費者の混乱を招く恐れがあることから、当該製品以外の原材料名を併記することは認められません。

(賞味期限について)

Q23. 二重包装製品（外包装＋分包）を小売店が開封し分包で販売する場合であれば、当該販売業者は賞味期限の変更について考慮する必要はありませんか。

A23. 外包装材の保護機能（遮蔽性、遮光性）がなくなることによって賞味期限に影響がある場合については、当該販売業者が適切に対応する必要があります。

Q24. 賞味期限は「年月日」あるいは「年月」で書けますが、この順番が逆になっている表示は可能ですか。

A24. 「日月年」あるいは「月年」のような表示も可能です。ただし、消費者に誤解のないよう、この表示された数字の年月がわかる説明が必要です。例えば、「この賞味期限表示8ケタの最初の2ケタは「日」、次の2ケタが「月」、次の4ケタが「西暦年」です」などです。

Q25. 輸入ペットフードの表示で、賞味期限がパッケージ下部に記載されているので「賞味期限：パッケージ下部に記載」と記載しています。パッケージ下部には英語で「15 NOV 14」や「best by 15 NOV 14」等と記載されており、英語表記でも年月日はわかると思うので、このような表示で問題ありません

か。

A25. 賞味期限が英語表記の場合には、消費者に誤解のないよう日本語で説明を表示してください。例えば、「アルファベットは、JANなら1月、FEBなら2月…DECなら12月のことです。」などです。また、どの数字が「年月日」を指すのか明確にするため、「最初の2ケタは「日」、次のアルファベットは「月」、次の2ケタが「西暦年」です。」等の説明も表示してください。

Q26. 賞味期限のかわりに製造年月日や消費期限を記載してもよいですか。

A26. 賞味期限はペットフード安全法で表示が義務づけられているため、必ず表示する必要があります。賞味期限を記載した上で、任意で製造年月日や消費期限を記載することは差し支えありません。

Q27. 賞味期限について、具体的にどのように設定したらよいでしょうか。

A27. 賞味期限とは、製品ごとに定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限のことです。賞味期限は、科学的、合理的根拠に基づき設定する必要があり、次のいずれかの方法によって確認してください。

- (ア) 自社あるいは外部機関による保存試験等の結果
- (イ) 外部機関等による賞味期限設定のための試験結果
- (ウ) 同様の原材料及び製法である製品の賞味期限を参考としている場合は、参考としている製品の規格（加工工程を含む）と当該製品との比較
- (エ) その他、科学的・合理的根拠に基づく方法

Q28. ペット用飲用水の賞味期限は、どのように設定すればよいですか。

A28. 賞味期限とは、製品ごとに定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限のことです。賞味期限は、科学的、合理的根拠に基づき設定する必要があり、次のいずれかの方法によって確認してください。

- (ア) 自社あるいは外部機関による保存試験等の結果
- (イ) 外部機関等による賞味期限設定のための試験結果
- (ウ) 同様の原材料及び製法である製品の賞味期限を参考としている場合は、参考としている製品の規格（加工工程を含む）と当該製品との比較
- (エ) その他、科学的・合理的根拠に基づく方法

（事業者名及び住所について）

Q29. 当社は国内の自社工場でペットフードの製造を行っており製造業者として届出をしています。また海外の委託工場からペットフードを輸入販売しており輸入業者としての届出もしています。さらに、国内の他社に生産を委託したペットフードを自社ブランドの製品として販売しており販売業者としての事業活動も行っています。この場合、当社（〇〇株式会社）で販売する製品の製造業者等の種別はどのように表示すればよいでしょうか。

A29. 原則として、製造を行っている事業者は製造業者と、輸入を行っている事業者は輸入業者と表示していただきます。したがって、基本的には、ドライ製品はすべて自社製造で、缶詰製品はすべて輸入というように、明確に区別して管理できるのであれば、ドライ製品には「製造業者：〇〇株式会社」と、缶詰製品には「輸入業者：〇〇株式会社」のように表示します。ただし、自社ブランドで販売する製品（銘柄）の調達ルートが混在（国内自社製造、海外委託製造品を自社で輸入、国内委託製造先又は輸入商社からの導入等）する等の場合には、「販売業者：〇〇株式会社」と表示することもできます。

Q30. ペットフード安全法で定められているとおりに事業者名を書いて、これに加えて指定されていない文言の「総発売元：〇〇〇株式会社」のような表示をしてもよいですか。

A30. ペットフード安全法で定められているとおりに事業者名が書かれていれば、このような任意の追

加表示は可能です。ただし、ペットフード安全法の表示と混同されないように書いてください。

なお、ペットフード安全法で定められている事業者名とは、表示内容に責任を有する者について、製造業者等の種別（「製造業者」、「輸入業者」、「販売業者」、「製造者」、「輸入者」、「販売者」のいずれかに限ります）と、その氏名又は名称をいいます。

Q31. ペットフードに関するお客様からのお問い合わせには、本社ではなく、お客様センターで対応します。販売者としてお客様センターとその住所を記載してもよいですか。

A31. ペットフード安全法では、ペットフード安全法で表示が義務づけられている5項目の表示に責任を持つ者が表示者になる必要があります。責任を持つ事業者の窓口担当であるお客様センターを表示者としても差し支えありません。また、住所もお客様センターの住所を記載することで差し支えありません。

（原産国名について）

原産国名については、[原産国に関するリーフレット](#)や、[ペットフード公正取引協議会のHP](#)（外部リンク）に掲載されている「[原産国表示に関する事例と考え方](#)」（外部リンク）もご参照ください。

Q32. 大袋で輸入したペットフードを日本で小袋にリパックして販売しています。リパックは製造行為に該当するので、日本でリパックした製品を国産と表示してよいでしょうか。

A32. リパックは製造行為には該当しますが、最終加工工程には該当しません。そのため、日本でリパックしても国産とは表示できません。

原産国は、ペットフードの製造工程のうち、最終加工工程を完了した国を記載します。最終加工工程が完了した国とは「実質的な変更をもたらす行為が最終的に行われた国」のことで、リパックは、製品に実質的な変化を及ぼさない行為であるので、最終加工工程には該当しません。

Q33. 加工工程が複数にまたがる場合、原産国はどのように決めますか。

A33. 原産国は、ペットフードの製造工程のうち、最終加工工程を完了した国を記載します。最終加工工程が完了した国とは「実質的な変更をもたらす行為が最終的に行われた国」のことで、

公正取引委員会及び消費者庁の認定を受けたペットフード公正取引協議会も「原産国表示に関する事例と考え方」で示しているとおり、タイプ別の具体的な例としては、次の工程が該当します。

- （ア）ドライ及びソフトドライタイプ：押し出し成型工程（エクストルーダー）
- （イ）ウェットタイプ：レトルト殺菌工程
- （ウ）練り加工タイプ：練り成型後の加熱工程
- （エ）焼き菓子・パンタイプ：焼成工程
- （オ）素材乾燥タイプ：実質的な変更をもたらす最後の工程
- （カ）複数製品組合せタイプ：複数製品の組合せにより新たな1つの製品の形態にする工程

その他、実質的な変更をもたらす工程が複数あり、消費者の誤解を招きやすい製品については、原産国として最終加工工程を行った国を記載した上で、景品表示法の観点からも、それぞれの加工地及び加工内容を補足説明するなど消費者にわかりやすい表示をすることが望まれます。

Q34. 輸入された半加工品を国内で加工する場合は、原産国を日本としてもよいですか。

A34. 国内でどのような加工をするかによります。次の例のように「商品の内容について実質的な変更をもたらさない行為」しか行われない場合は、原産国を日本と表示できません。

- （ア）商品にラベルを付け、その他標示を施す行為
- （イ）商品を容器に詰め、又は包装をする行為
- （ウ）商品を単に詰め合わせ、又は組み合わせる行為
- （エ）単なる切断
- （オ）輸送又は保存のための乾燥、冷凍その他これに類する行為
- （カ）単なる混合

また、（ア）～（カ）の行為以外であっても、実質的な変更をもたらす行為として科学的かつ合理的根拠が

あると認められない行為については、最終加工工程とはみなされません。

Q35. 輸入製品で、最終加工工程を完了した国がわからない場合の原産国表示はどのようにしますか。

A35. 輸入の際の通関申告時の原産国を表示してください。

Q36. 海外の複数の国で製造された粒を、日本国内で均等に同量ずつ混合・包装しています。原産国はすべての国を書くのでしょうか。

A36. 全く同量ずつであれば、全ての国を書くことが必要でしょう。

ただし、製品の大部分を占める国を表示するのであれば、その限りではありません。

Q37. 海外の3カ国で製造された3種類のスナックを、日本国内で混合・包装しています。いずれのスナックも、製品の大部分を占めるわけではないので、原産国はどのように表示すればよいのでしょうか。

A37. このような場合には、全ての国を書いてください。

また、任意の表示になりますが「本製品はA国産の〇〇とB国産の〇〇とC国産の〇〇を詰め合わせた製品です」等を追記すると消費者にとってよりわかりやすいでしょう。

Q38. A国で製造されたドライフード（粒）に、日本で嗜好性を向上させるためのフレーバーを混合しています。原産国表示は、国産と表示できますか。

A38. ドライフードの最終加工工程は、押し出し成型工程（エクストルーダー）であり、その後にフレーバーを混合しても、原産国はA国となります。

Q39. ドライフードの粒を国内で製造し、海外からの原料を国内製造粒と混合して製品化しています。原産国表示は、国産と表示できますか。

A39. 海外からの原料の混合割合にもよりますが、製品の大部分を国内製造粒が占めるのであれば国産と表示しても構いません。

Q40. A国産の生鮮肉を購入し、日本で素干しして干し肉（ジャーキー）を製造しています。原産国表示は、国産と表示できますか。

A40. 生鮮肉を乾燥し干し肉を製造する加工工程が最終加工工程となるため、国産と表示できます。

Q41. A国産のささみジャーキーを輸入し、日本で汚れを落とすために水洗し、トリミング（成形加工）をして乾燥したものを製品にしています。原産国表示は、国産と表示できますか。

A41. 日本で行われた水洗、トリミング（成形加工）及び乾燥により製品に実質的な変更がもたらされたとは言えないため、原産国はA国であり、国産とは表示できません。

Q42. 原産国名に「国産（〇〇産）」など、最終加工した国の地域名も表示しても構いませんか。

A42. 原産国名が表示されているのであれば、最終加工した都道府県名・地域名を表示しても構いません。

Q43. 原材料の原産地を表示してもいいですか。

A43. ペットフード安全法は、原材料の原産地の表示については特に規定していませんが、記載する場合には、原産国名と混同することのないようにしてください。

8. 安全基準（成分規格、製造方法の基準）について

Q1. ペットフード安全法には、どのような安全基準がありますか。

A1. ペットフードの安全を確保するため、農薬、重金属等の上限値を定めた成分規格や、病原微生物に汚染された原材料は用いてはならない等の製造方法の基準が、安全基準として設定されています。詳細は[こちらの](#)ページに掲載しているリーフレット「[ペットフードの安全確保のために](#)」をご参照ください。

Q2. ペットフード安全法の成分規格（農薬、重金属等の上限値）の一覧はどこで見ることができますか。

A2. [こちらの](#)ページに掲載している資料「[ペットフードの安全確保のために](#)」をご参照ください。

Q3. 製造した製品が成分規格に適合することは、ロットごとに出荷検査を行う必要はありますか。

A3. ペットフード安全法では原料、製品のロットごとの全量検査や報告を義務付けてはいません。製造されるペットフードが定められた規格どおりに安定的に製造されるためには、適切な製造管理及び品質管理が行われていることが重要です。なお、分析試験については、成分規格で定められた各物質の特性に応じて適切に実施してください。

Q4. 販売店としては、自分の仕入れる製品が成分規格に適合していることを確認するため、製造ロットごとに分析試験を実施（あるいは、メーカー又は輸入元からその結果の入手）する必要がありますか。

A4. 製造ロットごとに分析試験を実施することまでは求めておりませんので、取り扱う製品が成分規格に適合した製品であることをメーカー又は輸入元に確認してください。

Q5. ペット用飲用水についても、ペットフード安全法の成分規格や製造方法の基準が適用されるのですか。

A5. ペットフード安全法では、重金属、農薬等の上限値を定めた成分規格や、病原微生物に汚染された原材料を用いてはならない等の製造方法の基準を安全基準として定めており、これらはペット用飲用水にも適用されます。

Q6. ペット用飲用水がペットフード安全法の成分規格に合致しているかは、どのように確認すればよいですか。

A6. ペットフード安全法では、重金属、農薬等の上限値を定めた成分規格を安全基準として定めています。必要があれば、「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」（平成 26 年 12 月 22 日付け食安発 1222 第 4 号）等を参考に確認してください。

Q7. 平成 27 年 2 月 20 日より、亜硝酸ナトリウムとメラミンの成分規格が適用されると聞きました。これは、平成 27 年 2 月 20 日より前に製造されたペットフードに対しても適用されるのですか。

A7. 亜硝酸ナトリウムとメラミンの成分規格は、平成 26 年 8 月 20 日に公布され、6 月間の周知期間を設けた後、平成 27 年 2 月 20 日から適用されました。したがって、製造日に関わらず、平成 27 年 2 月 20 日以降、流通しているペットフードに対して適用されます。

Q8. 令和 3 年 10 月 1 日より、砒素の新しい成分規格が適用されると聞きました。これは、令和 3 年 10 月 1 日より前に製造されたペットフードに対しても適用されるのですか。

A8. 砒素の新しい成分規格（無機砒素 2 µg/g）は、令和 3 年 4 月 1 日に公布され、6 月間の周知期間を設けた後、令和 3 年 10 月 1 日から適用されます。したがって、製造日に関わらず、令和 3 年 10 月 1 日以降、流通しているペットフードに対して適用されます。

Q9. ペットフード安全法では、水分量が 10 %のペットフードを想定して農薬、重金属等の上限値を定めた成分規格（基準値）を設定していますが、水分量が 10 %でない場合の基準値はどうやって計算するのでしょうか。

A9. 水分量が 10 %でない場合、固形分（100 %－水分量）と基準値の比例計算から、当該水分量における基準値を計算します。

例えば、ある物質の基準値が 1 mg/kg の場合（水分量 10 %）、水分量 55 %（固形分 45 %）のペットフードでは、下記のように水分量 55%における基準値 X を計算します。

固形分：基準値=90 %：1 mg/kg=45 %：X mg/kg $X = 1 \text{ mg/kg} \times 45 \% \div 90 \% = 0.5 \text{ mg/kg}$

Q10. 水分量 55 %のペットフードを分析したところ、ある種の物質の分析値が 0.5 mg/kg でした。水分量 10 %には、どのように換算すればよいのでしょうか。

A10. 当該製品の水分量が 55 %なので、固形分は（100 %－水分量）=45 %となります。水分量 10 %に換算した製品中の当該物質の含有量を X とすると、

固形分：分析値=90 %：X mg/kg=45 %：0.5 mg/kg の式から、

$X \text{ mg/kg} = 90 \% \times 0.5 \text{ mg/kg} \div 45 \% = 1 \text{ mg/kg}$ 、と計算されます。

Q11. ペットフードの分析試験の方法はどこに掲載されていますか。

A11. （独）農林水産消費安全技術センターのページをご覧ください。

[愛がん動物用飼料等の検査法](#)（外部リンク）

Q12. 有機塩素系化合物の DDT（DDD 及び DDE を含む）の成分規格値には、異性体も含まれるのでしょうか。

A12. DDT の成分規格値は、pp-DDD、pp-DDE、pp-DDT 及び op-DDT の総和です。

参考：[愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行等について（令和 3 年 4 月 1 日付け）](#)（外部リンク）

9. 安全管理体制について

Q1. 国は、基準・規格を作った後に、それらが守られているかについて、どのように取り組むのですか。

A1. 国の指示のもとに、FAMIC がペットフードの製造業者や輸入業者などに対して、抜き打ち検査を行っていきます。集取したペットフードの検査結果は、違反の有無も含め公表いたします。

また、ペットの健康被害を未然に防止するため、回収する可能性があるなどと判断された場合には、その結果を報道発表いたします。

Q2. ペットフード中に有害物質が含まれているかどうか、FAMIC に分析を依頼することはできますか。

A2. FAMIC は立入検査や違反時の調査等、行政の依頼に基づく分析を行っています。お手持ちのペットフードの確認については、まずは民間の検査機関に、分析試験の実施が可能かどうかをお尋ねください。

Q3. (販売店からの質問) 自分のお店で販売している製品がサンプリングされ FAMIC が検査したところ、違反した製品であることがわかりました。この場合、販売店としては、どのような対応が求められますか。

A3. 違反の内容にもよりますが、仮に有害物質の混入等による犬・猫の健康被害に直結するような重大な違反であれば、まずは被害の拡大防止が最優先となります。製造業者等の関連する事業者と協力の上、回収等の措置に努めていただくこととなります。

その後、違反の原因を特定するため、製造から販売までの過程を調査する際にも、御協力して頂く場合があります。なお、特定された違反原因によっては、必要に応じて再発防止策を講じていただくこともあります。

Q4. 立入検査で集取されたサンプルは、成分規格に定められた項目について全て検査されるのでしょうか。

A4. 必ず全ての項目について検査するというわけではなく、検査の際に確認する製造状況等を踏まえて、総合的に必要な検査項目を決めています。

Q5. 立入検査で集取されたサンプルの分析試験の結果はどのように公表されるのでしょうか。実測値についても公表されるのでしょうか。

A5. 農林水産省及び FAMIC の HP 等で公表しています。実測値については、基準・規格に適合していないことが認められた場合に付記されます。

Q6. 立入検査で集取されたサンプルの分析試験の結果、成分規格に適合しない製品については、全て回収になりますか。

A6. 違反の内容が、犬・猫の健康被害に直結するような重大な違反の場合には、直ちに全てを回収することが必要になると考えられます。なお、製品の回収も含めて、立入検査の結果に対して事業者が執っていただく必要な措置については、違反内容等を踏まえて総合的に判断することとなります。

Q7. 工場への立入検査で原材料のサンプルも集取できることになっています。原材料の成分規格は設定されていませんが、何を分析するのでしょうか。また、分析試験の結果は公表されるのでしょうか。

A7. 通常は販売用ペットフードを対象としたサンプルの集取が中心になると考えられますが、販売用ペットフードの違反の原因が使用した原材料にある場合、又はその疑いがある場合については、原材料を対象としたサンプルの集取及び対象成分の分析を行う場合も想定されます。また、その際には原材料の試験の結果も公表されることとなります。

Q8. 立入検査で集取されたサンプルについて、表示違反を指摘された場合、当該製品はすぐに回収命令を受けることになるのでしょうか。

A8. 違反の内容が、犬・猫の健康被害に直結するような重大な違反の場合でなければ、必ずしも回収を

命ずることはないと考えられます。

なお、犬・猫に健康被害を及ぼすおそれがある等の場合は、事業者にとっていただく必要な措置については、違反内容等を踏まえて総合的に判断することとなります。

Q9. 立入検査で集取されたサンプルについて、表示違反を指摘された場合、表示の変更のための準備期間を認めてもらえるのでしょうか。

A9. 未出荷の在庫品については、表示を付して出荷してください。出荷済みの製品が販売先で在庫されている場合も、速やかに対応をお願いします。

なお、違反の内容にもよりますが、表示の変更を速やかに講じていただくことが必要になると場合があります。

Q10. 立入検査をされる時に帳票等も検査されると思いますが、検査場所によっては、必ずしも帳簿等の書類が整っていない所もありますが、どうしたらよいですか。

A10. 法に定める帳簿がどこでどのように記帳、備え付けられているか、説明できる対応をお願いします。

Q11. 分析データは、工場になく他の場所の品質管理部門に置いてあるのですが、工場にないといけないのですか。

A11. 他の場所にあっても構いませんが、工場において、どこでどのような品質管理が行われているのか、説明できるよう対応をお願いします。

Q12. 立入検査で集取したサンプルは、有償とのことですが、現場で金銭の授受が行われるのでしょうか。

A12. サンプルの集取後、原則、指定口座へ振り込まれます。

Q13. 立入検査で集取されたサンプルについての結果は、どの程度の期間で連絡があるのでしょうか。また、集取されたサンプルと同ロットの製品は、結果が出るまで間、念のため、別サンプルとして取っておく必要があるのでしょうか。

A13. 通常は 2 か月程度で公表という形で、農林水産省及び FAMIC の HP 等に掲載しています。集取サンプルと同一ロットの製品の留め置きについては、法令で義務付けられているものではありませんので、各事業者が任意に判断してください。

10. その他について

Q1. ペットフード安全法は、人への安全に寄与することを想定していないのですか。

A1. ペットフード安全法は、愛玩動物の健康を保護することとしており、人の安全に寄与することを想定していません。

Q2. ペットフード安全法の愛玩動物は、政令で犬と猫とされましたが、犬・猫以外は対象にならないのですか。

A2. 現在は犬・猫が対象です。

Q3. 犬・猫用以外のペットフードを製造・輸入・販売する場合にも届出、帳簿の備付け等が必要でしょうか。

A3. 犬・猫用以外のペットフードは、ペットフード安全法の対象ではありませんので、ペットフード安全法に基づく届出、帳簿の備付け等は不要です。事業者の責任において、安全なフードを製造・輸入・販売してください。

Q4. 実験動物用の犬・猫は、対象になりますか。

A4. 愛玩することを目的として飼養される動物と定義していますので、実験動物用の犬・猫は、本法の対象にはなりません。

Q5. 犬及び猫用フードを犬・猫以外のペットに与えて、健康被害がでた場合はだれの責任になりますか。

A5. 用途外の使用を行った飼い主の責任となります。なお、犬・猫以外のペットに与える行為は、ペットフード安全法対象外です。

Q6. ペットフード安全法に特別療法食の定義はありますか。

A6. ペットフード安全法上の定義はありません。

参考までに、ペットフード公正取引協議会の規約や一般社団法人ペットフード協会のホームページでは次のように紹介されています。

[ペットフード公正取引協議会](#) (外部リンク)

ペットフードの中で、特定の疾病や健康状態等に対していわゆる食事療法として使用されることを意図したペットフードをいいます。栄養的に対応するために栄養成分の量や比率などが調節され専門的なアドバイスや処方に従って与えることを意図した製品です。医薬品・医療機器等法上、フードだけで病気が治るかのような表示をすることはできません。

[一般社団法人ペットフード協会](#) (外部リンク)

獣医師が犬や猫の疾病の治療などを行う際、人間の場合と同様に、栄養学的なサポートが必要な場合があります。「療法食」とは、治療の内容に合わせてフード中の栄養成分の量や比率が調節され、治療を補助する目的で使用されるフードで、獣医療において獣医師の指導のもとで食事管理に使用されることを意図したものをいいます。

Q7. 特別療法食の製造や輸入をするには、ペットフード安全法上どのような手続が必要ですか。

A7. 通常のペットフードの製造や輸入を行う場合と同様です。

事業の開始前に製造業者や輸入業者の届出を提出する必要があります。主たる事務所等が所在する都道府県にある地方農政局等へ提出してください。必要書類や提出先は、届出や帳簿に関するマニュアルをご参照ください。

届出の他に、帳簿の備付け、表示の基準、成分規格、製造方法の基準等を遵守する必要があります。詳細は、[リーフレットやマニュアル](#)にて確認してください。

また、製造管理・品質管理については「[安全なペットフードを供給するために](#)」にある製造管理・品

質管理方法等チェックリスト例もご活用ください。

法の遵守状況の確認については、国及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が原則として無通告で立入検査を行います。

Q8. 特別療法食を販売するには、ペットフード安全法ではどのような手続が必要ですか。

A8. 通常のペットフードの販売を行う場合と同様です。

販売のみ行う場合には事前の届出の提出は必要ありませんが、各事業者の責任で、帳簿の備付け、表示の基準、成分規格、製造方法の基準等を遵守する必要があります。それぞれの詳細は、[リーフレットやマニュアル](#)にて確認してください。

また、「[安全なペットフードを供給するために](#)」の中にある、販売業者チェックリスト例もご活用ください。

なお、ペットフードを開封し、小分け、包装した上で販売する場合には製造業者にあたりますので、製造業者の届出が必要です。

法の遵守状況の確認については、国及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が原則として無通告で立入検査を行います。

Q9. 特別療法食と表示するにあたり、気をつける点はありますか。

A9. 上述のとおり、ペットフード安全法では、特別療法食の定義を定めていません。そのため、特別療法食の表示をする場合には、事業者の責任において、

- ・目的、栄養バランス、ペットへの与え方等が、一般的な特別療法食の概念に合致しているか
- ・景品表示法の優良誤認に該当しないか（優良誤認については消費者庁の HP をご参照ください）
- ・成分の効果効能、用法容量等から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の適用を受けないか（「[動物用医薬品等に該当するか否かの考え方](#)」のページ）等を確認の上、特別療法食と表示することが適切か判断する必要があります。

なお、ペットフード公正取引協議会の規約では、「療法食」とは栄養成分の量や比率が調節され、特定の疾病又は健康状態にあるペットの栄養学的サポートを目的に、獣医療において獣医師の指導のもとで食事管理に使用されることを意図したものとされています。

このため、飼い主の方の自己判断でペットの身体状況に合っていない特別療法食を与え続けると、かえって健康を損ねてしまう可能性があります。このような特別療法食の特性について、飼い主の方への十分な情報提供が必要でしょう。